

令和 6 年 第 7 回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和 6 年 7 月 2 9 日（月） 1 4 時 0 0 分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 本館 3 階 大会議室

3. 出席委員 9 名

会 長 7 番 坂 本 成 一

委 員 1 番 縣 次 男
2 番 二 宮 寿 徳
3 番 秋 吉 一 郎
5 番 大 津 雄 司
6 番 大 野 重 利
8 番 江 藤 国 子
1 0 番 麻 生 秀 昭

4. 欠席委員 4 番 高 田 英
9 番 安 部 義 浩
1 1 番 橋 本 早 人

5. 議事参与が制限された委員数 0 名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

② 農地法第 4 条の規定による許可申請について

③ 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について

④ 農地転用事業計画変更申請の審議について

⑤ 非農地証明の発行について

⑥ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 畠中勇、次長 長松喜久一、主査 興梠太希、行政専門員 衛藤欣哉

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、1 1 名中 9 名の出席で会議規則第 8 条により総会は成立していますので、只今より令和 6 年 第 7 回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第 6 条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号1番 縣 次男委員にお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第5までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1号～4号 4件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案1号について、議席番号2番 二宮 寿徳委員より説明をお願いします。

議席番号2番 二宮 寿徳 委員

場所はですね、阿蘇野の旧阿蘇野小学校付近の土地であります。

渡人が高齢で耕作が出来ないために誰か引き受けてくれる人がいないか探したところ、受人が引き受けてくれるようになりました。

許可が下り次第すぐに草刈りをして早くやりたいと待っているとのこと。贈与という形になります。

何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長

それでは、議案1号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案4号につきまして担当の橋本委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、ご説明いたします。

場所ですが、伊万里木材の南東側あたりになります。

受人なんです、農機具、農業経験ともに豊富であります。また、申請地と隣接する形で現在農地を所有されており、ここもまとめてやってしまった方が簡単だということ、で話がまとまったようです。

問題ない案件かと思えます。審議をお願いします。

議長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案3号につきまして議席番号1番 縣 次男委員より説明をお願いします。

1番 縣 次男 委員

1番の縣です。3号と4号まとめてご説明申し上げます。

渡人のお父さんの頃に土地を上げる話が出来ていて仮登記だけをしていたそうなんです、本登記をしてなかったのがこの度本登記をすることとなったそうです。

何も問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長

3号と4号、同じような案件なので一緒にしたいと思います。

それでは、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第5号 1件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。
事務局より説明をお願いします。

議 長

議案5号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利委員

はい、それでは説明をいたします。

挾間町古野、ちょうど一番大きな交差点がある付近の土地ですが、この17㎡は用水路、用悪水路というんでしょうか。水路になる部分と思われます。
以上です。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第6号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案6号について議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利委員

はい、それでは説明をいたします。

これも議案5号の土地と隣同士の土地ですが、この土地に2区画の分譲地を作ることです。排水は先ほど出た水路に流すということで問題ないかなと思っております。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地転用事業計画変更申請の審議について」

(議案第7号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地転用事業計画変更申請の審議について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地転用事業計画変更申請の審議について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案7号について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは説明をいたします。

こちらは過年度において既に許可している案件です。その内容を変更するという
ことで今回新たに申請が出てきております。

邊幸資料の11ページをお開き下さい。地図等が付いております。

場所は湯布院の駅裏になります。ちょうどギリギリ用途地域内に入っているような
ところです。14ページが変更前の配置図で、15ページが変更後の配置図です。ざ
っくり言うと宿泊棟の数は減って一つ一つが少し大城買うなっているような形です。
そして管理棟が大きくなり、中にレストランなどが入るような計画とのことです。

それと、東側に隣接する道路の側溝が現在は二がない形ですが、通行者の安全に配
慮しここにグレーチングなどの蓋掛けをするという計画になっているとのことです。

以上、審議よろしくをお願いします。

議 長

これは建物が増えただけ？

事務局

そうですね、建物の形状と配置のが変わったのが主な変更点ですね。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

この案件は最初の計画から観光協会とかからの指摘により変更になったんですか？

事務局

すみません、そこら辺の変更になった経緯という所までは私は存じ上げていないん

ですけれども、今回の申請の中に地元関係者との協議を行いましたという資料が付いておりますので、地元関係者とは十分協議が出来ている状況かと思えます。

議 長
いいですか？

3 番 秋吉 一郎 委員
わかりました。

議 長
他に質問ありませんか。
(ありません)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第5 「非農地証明についての審議」

(議案第8号 1件)

議 長
続きまして、日程第5 非農地証明の発行について1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長
8号について質疑を求めたいと思います。
質問ありませんか。
(ありません)
質問がない様でございますので、採決をとります。
現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第6 「その他」

議 長
その他で何かありますか。
無いようですので終了したいと思います。
以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。